

母子・父子・寡婦福祉資金一覧表

	資金種別	据置期間	償還期間 (据置期間後)	利子	資金の内容
◎	事業開始資金 (貸付審査会議対象)	貸付日から1年間	7年	※	事業を開始するために必要な設備等を購入する資金
◎	事業継続資金 (貸付審査会議対象)	貸付日から6ヶ月	7年	※	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料等を購入する資金
○	修学資金	当該卒業後6ヶ月	20年 (専修一般5年)	無利子	扶養している子ども等が高校・大学等で修学するための授業料・書籍代・交通費等に必要な資金
	技能習得資金	習得期間後1年間	20年	※	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が就労するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
○	修業資金	習得期間後1年間	6年	無利子	扶養している子ども等が就労に必要な知識技能を習得するのに必要な資金
○	就職支度資金	貸付日から1年間	6年	◆	就労するために、必要な被服などを購入する資金
	医療介護資金	医療・介護期間満了後6ヶ月	5年	※	医療及び介護保険法に規定する保険給付にかかるサービスを受けるために必要な資金
	生活資金	詳しくは区保健福祉センターまでお問い合わせください。			
◎	住宅資金 (貸付審査会議対象)	貸付日から6ヶ月	6年 特別7年	※	住宅の補修・保全・改築・購入に必要な資金
	転宅資金	貸付日から6ヶ月	3年	※	住宅を移転するため住宅の賃貸に必要な資金
○	就学支度資金	当該卒業後6ヶ月	20年 (専修一般5年)	無利子	扶養している子ども等が修学・修業するために必要な被服等を購入する資金
	結婚資金	貸付日から6ヶ月	5年	※	扶養している子どもの結婚に際し、必要な資金

※の資金の利率は、連帯保証人がある場合は無利子、ない場合は年利1.0%となります。

◆の資金の利率は、子どものための資金の場合は無利子、母または父及び寡婦本人のための資金の場合、連帯保証人がある場合は無利子、ない場合は年利1.0%となります。

◎の資金は貸付審査会議が行われます。

○の資金は、子どもが連帯借受人となります。